

## お詫びと訂正

弊社刊行の『障害者総合支援法事業者ハンドブック 報酬編 2021年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2021年11月30日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
336 頁	「関係告示」欄 下から 7 行目～ 6 行目	*3 厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚労告 551・ <u>第3号</u> ・イ）	*3 厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚労告 551・ <u>第9号</u> ・イ）	2021/10/14 更新
523 頁	「留意事項通知」 欄下から 19 行目 ～1 行目まで	ア 就労継続支援A型サービス費(I)につい ては、指定就労継続支援A型であって、従 業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得 た数以上であること。 <u>また、前年度に雇用契約を締結していた</u> <u>利用者の1日の平均労働時間数は、雇用契</u> <u>約を締結していた全ての利用者における延</u> <u>べ労働時間を延べ利用人数で除して算出す</u> <u>るものとする。</u> <u>ただし、（中略）</u> <u>なお、延べ労働時間数は、実際に利用者</u> <u>が労働した時間数の前年度の総計をいうも</u> <u>のであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、</u> <u>健康面や生活面の助言及び指導といった面</u> <u>談に要した時間等により実際に労働してい</u> <u>ない時間であって賃金の支払いが生じない</u> <u>時間については労働時間数に含め</u>	ア 就労継続支援A型サービス費(I)につい ては、指定就労継続支援A型であって、従 業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得 た数以上であること。	2021/10/14 更新

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
525 頁	「留意事項通知」 欄 1 行目～4 行 目まで	<u>ない。</u> <u>年次有給休暇を取得した場合（時間単位で 取得した場合も含む。）や健康面や生活面 の助言及び指導といった面談に要した時間 等であっても労働時間とし賃金を支払って いる場合は労働時間数に含めるものとす る。</u>	(削除)	2021/10/14 更新
	「留意事項通知」 欄 11 行目	<u>(三) 就労継続支援 A 型サービス費の区分 について</u>	<u>(一) 就労継続支援 A 型サービス費の区分 について</u>	2021/10/14 更新
1391 頁	右段の問 6 の答	別紙参照		2021/10/14 更新
573 頁	「留意事項通知」 の欄 11 行目～32 行目	(ア) 前年度における各月の工賃支払対 象者の総数を算出する。 <u>ただし、月の途中において、利用開 始又は終了した者に関しては、当該月 の工賃支払対象者から除外する。また、 就労継続支援 B 型以外の支給決定を受 けて複数の日中活動に係る障害福祉サ ービス（当該就労継続支援 B 型事業所 以外の就労継続支援 B 型事業所を除 く。）を利用している者については、 工賃支払い対象者の総数から除外す る。</u> <u>(例：50 人定員で、工賃支払い対象者 が、4 月 45 人、5 月 50 人、6 月 48</u>	(ア) 前年度における各月の工賃支払い 対象者の総数を算出する。 <u>ただし、以下の場合、工賃支払対 象者の総数から除外することとする が、工賃支払対象者から除外すること により平均工賃月額が低くなる場合に は、除外しないことも認められる。</u> <u>・ 月の途中において、利用開始又は 終了した者については、当該月の工 賃支払対象者から除外</u> <u>・ 月の途中において、入院又は退院 した者については、当該月の工賃支 払対象者から除外</u> <u>・ 月の途中において、全治 1 か月以</u>	2021/11/30 更新
575 頁	「留意事項通知」 の欄 5 行目～26 行目			

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
		<p>人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)</p> <p>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。</p> <p>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃総額から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス(当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。)を利用している者に支払った工賃は、工賃総額から除外する。</p> <p>(ウ) (イ) ÷ (ア) により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。</p> <p>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算Iを算定している場合は、(イ) ÷ (ア) により算出した平均工賃月額に2千円を加えた額</p>	<p>上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外</li> <li>・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外</li> </ul> <p>(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)</p> <p>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。</p>	

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
		<p><u>を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</u></p> <p><u>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p>	<p><u>ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u></li> <li><u>・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃</u></li> <li><u>・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃</u></li> <li><u>・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃</u></li> <li><u>・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃</u></li> </ul> <p><u>(ウ) (イ) ÷ (ア) により1人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算</u></p>	

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
			<p>出する。</p> <p><u>ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、(イ) ÷ (ア) により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援 B 型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</u></p> <p><u>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援 B 型事業所のうち、8 割の就労継続支援 B 型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <p><u>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合であつ</u></li> </ul>	

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
			<p><u>て、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合</u></li> </ul>	

(別 紙)

お詫びと訂正

1391頁右段問6の答に別添の掲載漏れがありました。お詫びして訂正いたします。

別添

就労移行支援事業所等の新規指定にかかる基本報酬の算定について

(1) 年度当初サービス開始の例

	R3.4 サービス開始	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	
就労定着者※の数	a人	b人	c人	...	
利用定員数	X人	Y人	Z人	...	
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」と見なす	「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$	$\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$	$\frac{(b+c) \div (Y+Z)}{(b+c) \div (Y+Z)}$	

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

(2) 年度途中サービス開始の例

	R3.4	R3.6 サービス開始	R4.4	R4.6	R5.4	R5.6	R6.4	R6.6	R7.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	
就労定着者の数(暦年)		a人		b人		...		...	
就労定着者の数(年度)			d人		e人			...	
利用定員数(暦年)		X人		Y人		...		...	
利用定員数(年度)			V人		W人			...	
就労定着者の割合		(R3.6~R4.5) 「3割以上4割未満」と見なす		(R4.6~R5.5) 「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$		(R5.6~R6.3) $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$		(R6.4~) $\frac{(d+e) \div (V+W)}{(d+e) \div (V+W)}$	